

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

A

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

1. Eは会社法(以下略)83条1項1号に基づき、株主総会決議取消しの訴えを提起する。

2. Eは、議長Dが乙銀行の投票を棄権と扱ったこと及び、Bが持株会の会員の指示に反して、1万2000個分の全部^①について賛成の投票を行ったこと、これが賛成議決権数に含まれていることが、「決議の方法」の法令違反であると主張する。

3. まず、Eが同条の「株主」に当たるか。

Eは、本件総会において議決権を問題なく行使できているため、かかる株主には原告適格が認められないとも思える。

もっとも、総会決議が公正に行われることを、株主全員の利益であるため、同条の「株主」は権利が制約された株主に限定されないと解する。

したがって、Eは「株主」に当たる。

4. 次に、上述した(2.)事情が決議方法の法令違反と認められるかについて検討する。

(1) Bに係る議決権の取扱いについて

了 持株会の共有に属する株式に係る議決権の行使は、甲社総務部長であるBに委任されていた。

それゆえ、Bが行使した議決権は、会員の意思に反した投票であっても会社との関係では有効であるとも思える。^②

イ しかし、持株会規約によれば、会員は、自己の持分に
対応した株式数の株式に係る議決権について、議決
権の行使の方法を指示することができるとされている。

実際に、本件総会においては、賛成指示が2000個分

/ ページ
裏面へ

注釈の一覧：

ページ:1

	番号：1	作成者：higaki	タイトル：ノート注釈	日付：2022/12/05 7:23:08
どの部分は反対にすべきだったかも書いてください。				
	番号：2	作成者：higaki	タイトル：ノート注釈	日付：2022/12/05 7:24:02
問題意識が十分に把握できています。				

反対指示が1万個分寄せられており、Bにその旨が告知されていた。さらに、甲社経営陣にも、かかる指示があったことは周知されていた。

ウ かかる状況の下で、Bによる1万2000個分の賛成の議決権行使を認めると、持株会規約を無効化することにつながりかねない。

共有持株の議決権行使について、代表者が事前の共有者間の決定とは異なる行使をした場合、会社がそのことについて善意であれば、総会決議の効率のために、そのような問題は共有者間の内部的な問題であり、議決権行使の有効・無効とは区別されるという余地もある。しかし、会社が、共有者間の決定とは異なる行使がなされることにつき悪意の場合には、それを黙認して会社にも帰責性がある^①。共有者の利益保護を優先して、議決権行使の無効を認めるべきである。

エ したがって、本件では、甲社経営陣が、指示内容について認識しており、会社が悪意と評価できるから、Bによる議決権行使は無効である。

~~オ 会社は無効~~ 反対指示の1万個分の限度で
オ 会社は、無効な1万個分の票を賛成票に算入しているため、決議方法の法令違反がある。

(2) 乙銀行に係る議決権の取扱について

ア 乙銀行は議決権行使書面の返送により書留投票を行っており、5000個について反対の投票がなされている。

それにもかかわらず、甲社は、乙銀行の従業員Cが入場してこの一事をもって、乙銀行を出席・棄権扱いとしている。

イ ここで、Cが適法な代理権を有する者である^②、乙銀行の最新の意思を反映するため、かかる現実の投票が

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

番号 : 1	作成者 : higaki	タイトル : ノート注釈	日付 : 2022/12/05 7:28:32
結論として、善意悪意で分けることは問題ないのですが、理論的根拠が不明です。内部的意志決定を欠く代理人の権限濫用の場合にどのような説明がされていますか。			
番号 : 2	作成者 : higaki	タイトル : ノート注釈	日付 : 2022/12/05 7:29:17
端的かつ問題点を捉えたいいい指摘です。			

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

書面投票に優先すると考えられる。

しかし、本件では、Cに代理権は授けられておらず、また、その事実を総会事務局に伝え、Cが入場する際には委任状の提示等もされていない。

5 エ これらのことから、甲社は、Cに乙銀行の議決権を代理行使する権限がないことを知っていたと考えられる。

それにも関わらず、一度入場した以上、出席として、乙銀行を棄権扱いすることは、株主の権利を不当に制約する行為であり、許さ^①ない。議決権を行使する

10 オ したがって、甲社が乙銀行の5000個の反対票を算入せずに棄権と扱ったことは、決議方法の法令違反となる。

(3) 裁量棄却(831条2項)について。

15 本件総会の目的は定款変更および事業譲渡に関するもので、309条2項11号により、特別決議が必要とされる。

出席した株主の議決権^{本件では、}(827戸8000個)のうち3分の2以上の賛成が^②要求されたと認められ、議決権が算入されておれば、^②要件を充足している。そのため、決議に影響ありとして裁量棄却されなければならない。

以上

番号 : 1 作成者 : higaki タイトル : ノート注釈 日付 : 2022/12/05 7:30:31
そもそも客観的な法的意味としてどのようなものと評価できますか。道徳的な視点に寄りすぎです。

番号 : 2 作成者 : higaki タイトル : ノート注釈 日付 : 2022/12/05 7:31:02
具体的案数字を示してあげるとよりわかりやすくなります。

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。